

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

有限会社猪股林業
秋田県由利本荘市山内字上長田10番地の3

2. 指名停止措置期間

令和8年2月5日から令和8年4月4日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

有限会社猪股林業は、令和5年6月22日に由利森林管理署長と売買契約した立木販売箇所の伐採搬出にあたり、令和7年11月27日、契約区域外であるスギ立木（12本 材積2.95m³）を誤って伐採した。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄および不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| (不正又は不正実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070